

## 地域密着型サービス事業所整備費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所の整備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。
- (2) 認知症対応型通所介護事業所 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所をいう。
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。
- (4) 認知症高齢者グループホーム 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。
- (6) 地域密着型サービス事業所 前各号に掲げるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において、地域密着型サービス事業所を整備（新設、増床又は既存の建物の改修によるものをいう。）し、地域密着型サービス事業を運営しようとする者のうち、地域密着型サービス事業所等整備審査会（以下「整備審査会」という。）において、補助を受ける事業者として適切であると市長が認め選定したもの。
- (2) 市内において、地域密着型サービス事業所を整備（新設、増床又は既存の建物の改修によるものをいう。）し、地域密着型サービス事業を運営し

ようとする者に、有償で貸し付ける土地所有者のうち、整備審査会において、補助を受ける事業者として適切であると市長が認め選定したもの。

(3) 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていないこと。

(4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員（看護小規模多機能型居宅介護事業所を診療所が開設する場合にあっては、当該診療所の管理者を含む。）が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域密着型サービス事業所の整備に要する工事費及び事務費（当該工事の施行に必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。）とする。

2 次に掲げる費用については、補助の対象としない。ただし、複数年度にわたる事業であって、市長が認めた場合を除く。

(1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了した費用

(2) 事業者と建物所有者が事なる場合に、建物所有者が整備・改修等を行う費用

(3) 他の補助制度により、既に当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合

(4) 土地の買収又は整地並びに造園及び道路敷設に要する費用

(5) 門、柵及び塀の設置、改修等に要する費用

(6) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用

(7) その他施設整備として適当と認められない費用

（対象事業）

第5条 補助事業は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

(1) 補助を受けようとする者が補助事業を行うために締結する契約が、本市の契約に係る規定に準拠して行われていること。

(2) 補助を受けようとする者が、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる金額のうちいずれか低い額とする。

(1) 交付基準額

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備に要する経費 700万円

イ 認知症対応型通所介護事業所の整備に要する経費 1,410万円

ウ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備に要する経費 3,960万円

エ 認知症高齢者グループホームの整備に要する経費 3,960万円

オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に要する経費 3,960万円

カ アからオまでに規定する施設及び施設内保育施設のうち、複数の施設の合築・併設に要する経費 当該施設の整備に要する経費としてアからオまでにそれぞれ規定する額を合算した額に1.05を乗じた額

(2) 補助対象経費に係る実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額とし、事務費については、工事費の2.6%を限度とする。）（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(交付申請)

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助申請額算出調書（第1号様式）

(2) 事業費内訳書（第2号様式）

(3) 面積表

(4) 案内図、配置図、平面図及び立面図

(5) 見積書の写し

(6) 定款

(7) 財産目録

(8) 直近の法人決算書

(9) 設計管理委託契約書の写し

(10) 工事工程表

(11) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(状況報告)

第8条 規則第9条の規定による報告は、毎月10日までに、前月末現在の状況に係る地域密着型サービス事業所整備事業遂行状況報告書（第3号様式）に

より行うこととする。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 歳入歳出決算(見込)書
- (2) 補助精算額算出調書(第4号様式)
- (3) 建築検査済証の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事工程表
- (6) 事業の完了を確認できる写真
- (7) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

2 市長は、規則第10条の実績報告書の提出を受けたときは、補助を受けて整備した現地の確認を行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第15条による財産処分において、市長の承認を受けて財産処分による収入があった場合、又は財産処分による廃棄等を行う場合には、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(書類等の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を前条第2項に定める財産処分の制限期間保存しなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条第1号関係）

申請額算出調書

単位：千円

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金 その他の 収入額 C	差引額 $D = B - C$	交付 基準額 E	当該年度 進捗率 (%) F	所要額 $G = D$ (又は $E) \times F$

注 G欄には、D欄とE欄を比較して、少ない方の額にF欄の進捗率を乗じた額（1,000円未満切捨）を記載すること。

第2号様式（第7条第2号関係）

事業費内訳書

区分	費目	総事業費	年度別内訳		備考
			年度 進捗率 (%)	年度 進捗率 (%)	
補助額	建築工事	円	円	円	補助金額 円 当該年度所要額 円 (進捗率 %)
	附帯工事 電気設備 空調設備 衛生設備 昇降機設備 諸経費				
	計				
自己負担額					
	計				
合計（総事業費）					

- (注) 1 事業が単年度の場合は、総事業費欄のみ記載し、年度別内訳欄の記載は省略すること。
- 2 事業が複数年度にわたる場合は、各年度別内訳欄に工事の予定進捗率を記載し、事業費を予定進捗率に応じ按分すること。

第3号様式（第8条関係）

地域密着型サービス事業所整備事業遂行状況報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 報告者 氏名 電話	
事業所名	
設置主体	
工事着工日	
しゅん工予定日	
開設予定日	
工事進捗率	
工事進捗状況	
添付書類	1 工事の経過状況を証する写真 2 その他参考となる書類（市長が必要と認めるもの）

第4号様式（第9条第1項第2号関係）

補助精算額算出調書

単位：千円

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金 その他の 収入額 C	差引額 $D = B - C$	交付 基準額 E	当年度 進捗率 (%) F	所要額 $G = D$ (又は $E) \times F$	既交付済額 H	精算額 $I = G - H$

注 G欄には、D欄とE欄を比較して、少ない方の額にF欄の進捗率を乗じた額（1,000円未満切捨）を記載すること。